

知って  
納得!



# マイナンバー

～社会保障・税番号制度～

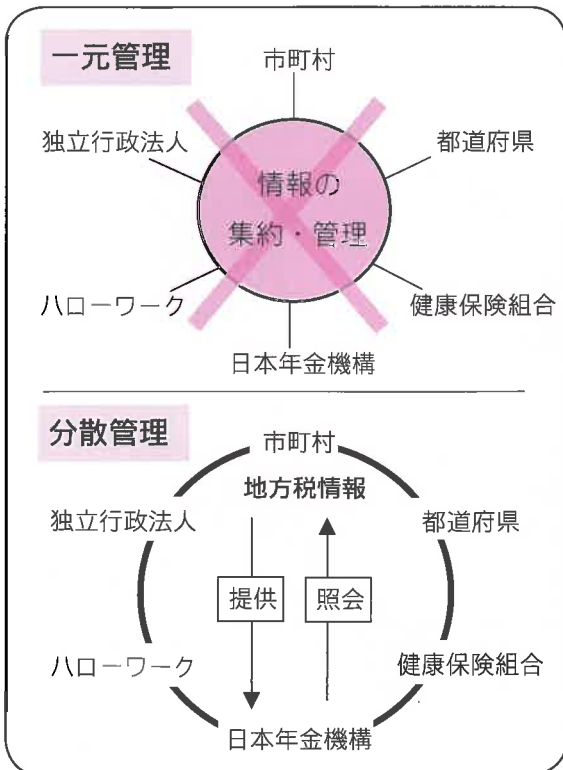
## スケジュールと個人情報

先月の「広報だいせん」では、社会保障・税番号制度（マイナンバー）のおおまかな内容をお伝えしました。今月号では、これからのスケジュールと個人情報の取り扱いについてお伝えします。

### ◆導入スケジュール

<b>H26</b>	(政省令などの整備、システム改修)	※1 全国民に個人番号（マイナンバー）が記載された『通知カード』が郵送されます。 ※2 個人を証明する『個人番号カード』発行には、窓口での手続きが必要です。 ※3 個人情報の提供履歴や行政からのお知らせを表示できる情報提供等記録開示システムのことです。
<b>H27.10～</b>	マイナンバーの付番・町民への通知（※1） 個人番号カード発行受付開始（※2）	
<b>H28.1～</b>	マイナンバーの利用開始	
<b>H29.1～</b>	マイ・ポータルの運用開始（※3）	

### 個人情報管理のイメージ



※日本年金機構が地方税情報の提供を求めた場合の例

### ◆個人情報の取り扱い

この制度で、皆さんが一番心配しているのは「個人情報の取り扱い」ではないでしょうか。この制度の大きな特徴は、『個人番号を付番し、複数の機関との間で情報連携を容易にできるようにするもの』であり、新たに個人情報を取得して、特定の機関が集約し一元管理するものではありません。

従来どおり、個人情報は各行政機関などが保有し、個人情報が必要になったときのみ、法律に基づき情報の照会・提供を行う「分散管理」の方法がとられます。（左イメージ参照）

また、希望者に発行する「個人番号カード」には、税情報や年金給付情報など、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

個人情報の適正な取り扱いを確保するために、国は有識者などで組織する「特定個人情報保護委員会」を設置し、法令違反に対する勧告や指導、助言などを行っています。